

県内市町村における権限移譲状況一覧（事務処理の特例に関する条例）【R7.4.1時点の移譲項目:897項目（未施行を含む）】

下記表中、「R7」は令和7年4月1日移譲分、「R6」は令和6年4月1日移譲分、「R5」は令和5年4月1日移譲分、「R4」は令和4年4月1日移譲分、「R3」は令和3年4月1日移譲分、「R2」は令和2年4月1日移譲分、「F31」は平成31年4月1日移譲分、「F30」は平成30年4月1日移譲分、「F29」は平成29年4月1日移譲分、「F28」は平成28年4月1日移譲分、「F27」は平成27年4月1日移譲分、「F26」は平成26年4月1日移譲分（難病の患者に対する医療等に関する法律は、平成26年10月1日移譲分）、「F25」は平成25年4月1日移譲分、「F24」は平成24年4月1日移譲分（旅券法は、平成24年4月1日移譲と平成24年10月1日移譲）、「□」は第1次移譲以前に市町村へ委任していた事務、「○」は第1次移譲事務、「●」は第2次移譲事務（追加分含む）、「◎」は第3次移譲事務（H1先行分含む）、「済」は個別法等による移譲分（第2次一括法以前に個別法等による移譲分及び第2次一括法等による移譲分含む（既に条例による移譲済み分であったものが第2次一括法等による移譲に変わったもの）及び以前から条例による移譲実績がなく第2次一括法等により移譲されたもの）、「－」は移譲対象外、「空欄」となっているグレーの網掛けは未移譲。

令和7年4月1日総合企画部市町村課

条例 別表番 号	要綱事務番 号	根拠法令	事務の概要	項目 数	条例 表号数	県担当課	備考 (移譲に 際しての 条件等)	岐阜市	大垣市	高山市	多治見市	関市	中津川市	美濃市	瑞浪市	羽島市	恵那市	美濃加茂市	土岐市	各務原市	可児市	山県市	瑞穂市	飛騨市	本巣市	郡上市	下呂市	海津市	岐南町	笠松町	養老町	垂井町	関ヶ原町	神戸町	輪之内町	安八町	揖斐川町	大野町	池田町	北方町	坂祝町	富加町	川辺町	七宗町	八百津町	白川町	東白川村	御嵩町	白川村				
1－2	26	砂防法	規則により知事に提出する書類の 経由	1	1	砂防課	砂防指定地域を有する 団体	□	□	□	□	□	□	□	□	－	□	□	□	□	□	□	－	□	□	□	□	□	－	－	□	□	□	□	－	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
1－5		栄養士法	規則により知事に提出する書類の 経由	1	1	保健医療課	保健所設置団体と同等の 能力	□	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
1－6	38	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の 許可など	4	4	生活衛生課	－	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
1－7	8	化製場等に関する法律	死亡獣畜取扱場外における死亡 獣畜の処理の許可	1	1	生活衛生課	中核市権限	済	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
1－8	7	医師法	法、施行令、規則により知事に 提出する書類の経由	1	1	医療整備課	保健所設置団体と同等の 能力	□	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
1－9	7	歯科医師法	法、施行令、規則により知事に 提出する書類の経由	1	1	医療整備課	保健所設置団体と同等の 能力	□	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
1－10	7	保健師助産師看護師法	規則により知事に提出する書類の 経由	1	1	医療整備課	保健所設置団体と同等の 能力	□	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
1－11		歯科衛生士法	業務に従事する歯科衛生士の届 出書類の経由	1	1	医療整備課	保健所設置団体と同等の 能力	□	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
1－12	7	医療法	病院の休廃止の届出受理など 病院の使用前の検査及び許可証 の交付など 規則により知事に提出する書類 の経由	7 1 1	9	医療整備課	保健所設置団体と同等の 能力	● □ □	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －	－ － －						
1－13	41 42	屋外広告物法、岐阜県屋外広告物 条例	法の規定による略式の代執行など 広告物の表示又は広告物を掲出 する物件の設置制限など ※一部R9.4.1施行 広告物等の保管、廃棄に係る事 務など	3 13 3	19	都市政策課	中核市権限 中核市等権限 中核市権限	済 済 済	○ ○ ●	○ 済 ●	○ 済 ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●	○ ○ ●						
1－14	58	土地改良法	土地改良事業の認可など 事業に関する報告徴収、業務状 況の検査など	20 2	22	農地整備課	－ －	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎			
1－15	7	死体解剖保存法	規則により知事に提出する書類の 経由	1	1	医療整備課	保健所設置団体と同等の 能力	□	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
1－15－2	66	精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律	精神障害者の保護に係る必要な 申請の受理など	2	2	保健医療課	保健所設置団体と同等の 能力	◎	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
1－15－3	60	火薬類取締法	煙火の消費の許可など 火薬類の製造所の許可、火薬類 の譲渡、譲受の許可など	10 64	74	消防課	岐南町、笠松町は羽 島郡広域連合 岐南町、笠松町は羽 島郡広域連合	● ◎	24 24	◎ ◎	● ◎	◎ ◎	24 24	◎ ◎	24 24	● ◎	24 24	25 25	24 24	● ◎	25 25	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎

県内市町村における権限移譲状況一覧（事務処理の特例に関する条例）【R7.4.1時点の移譲項目:897項目（未施行を含む）】

下記表中、「R7」は令和7年4月1日移譲分、「R6」は令和6年4月1日移譲分、「R5」は令和5年4月1日移譲分、「R4」は令和4年4月1日移譲分、「R3」は令和3年4月1日移譲分、「R2」は令和2年4月1日移譲分、「F3」は平成31年4月1日移譲分、「F30」は平成30年4月1日移譲分、「F29」は平成29年4月1日移譲分、「F28」は平成28年4月1日移譲分、「F27」は平成27年4月1日移譲分、「F26」は平成26年4月1日移譲分（難病の患者に対する医療等に関する法律は、平成26年10月1日移譲分）、「F25」は平成25年4月1日移譲分、「F24」は平成24年4月1日移譲分（旅券法は、平成24年4月1日移譲と平成24年10月1日移譲）、「F」は第1次移譲以前に市町村へ委任していた事務、「O」は第1次移譲事務、「●」は第2次移譲事務（追加分含む）、「◎」は第3次移譲事務（H17先行分含む）。「済」は個別法等による移譲分（第2次一括法以前の個別法等による移譲分及び第2次一括法等による移譲分含む（既に条例による移譲済み分であったものが第2次一括法等による移譲に変わったもの及び以前から条例による移譲実績がなく第2次一括法等により移譲されたもの））、「一」は移譲対象外、「空欄」となっているグレーの括弧は未移譲。

令和7年4月1日総合企画部市町村課

[illegible]

県内市町村における権限移譲状況一覧（事務処理の特例に関する条例）【R7.4.1時点の移譲項目:897項目（未施行を含む）】

※以下記表中、「R7」は令和7年4月1日移譲分、「R6」は令和6年4月1日移譲分、「R5」は令和5年4月1日移譲分、「R4」は令和4年4月1日移譲分、「R3」は令和3年4月1日移譲分、「R2」は令和2年4月1日移譲分、「F31」は平成31年4月1日移譲分、「F30」は平成30年4月1日移譲分、「F29」は平成29年4月1日移譲分、「F28」は平成28年4月1日移譲分、「F27」は平成27年4月1日移譲分、「F26」は平成26年4月1日移譲分（難病の患者に対する医療等に関する法律、平成26年10月1日移譲分）、「F25」は平成25年4月1日移譲分、「F24」は平成24年4月1日移譲分（旅券法は、平成24年4月1日移譲と平成24年10月1日移譲）、「F」は第1次移譲以前に市町村へ委任していた事務、「F○」は第1次移譲事務、「F●」は第2次移譲事務（追加分含む）、「F◎」は第3次移譲事務（H17先行分含む）。「済」は個別法等による移譲（第2次一括法以外の個別法等による移譲分及び第2次一括法等による移譲分含む（既に条例による移譲済み分であったものが第2次一括法等による移譲に変わったもの及び以前から条例による移譲実績がなく第2次一括法等により移譲されたもの））、「一」は移譲対象外、「空欄」となっているグレーの網掛けは未移譲。

令和7年4月1日総合企画部市町村課

[illegible]

県内市町村における権限移譲状況一覧（事務処理の特例に関する条例）【R7.4.1時点の移譲項目:897項目（未施行を含む）】

※下記表中、「R7」は令和7年4月1日移譲分、「R6」は令和6年4月1日移譲分、「R5」は令和5年4月1日移譲分、「R4」は令和4年4月1日移譲分、「R3」は令和3年4月1日移譲分、「R2」は令和2年4月1日移譲分、「F31」は平成31年4月1日移譲分、「F30」は平成30年4月1日移譲分、「F29」は平成29年4月1日移譲分、「F28」は平成28年4月1日移譲分、「F27」は平成27年4月1日移譲分、「F26」は平成26年4月1日移譲分（難病の患者に対する医療等に関する法律は、平成26年10月1日移譲分）、「F25」は平成25年4月1日移譲分、「F24」は平成24年4月1日移譲分（旅券法は、平成24年4月1日移譲と平成24年10月1日移譲）、「F」は第1次移譲以前に市町村へ委任していた事務、「F○」は第1次移譲事務（追加分含む）、「○F」は第3次移譲事務（H17先行分含む）、「F○」は個別法等による移譲（第2次一括法以前の個別法等による移譲分及び第2次一括法等による移譲分含む（既に条例による移譲済みであったものが第2次一括法等による移譲に変わったもの及び以前から条例による移譲実績がなく第2次一括法等により移譲されたもの））、「F-」は個別法対象外、「空欄」となっているグレーの網掛けは未移譲。

令和7年4月1日総合企画部市町村課

[illegible]

県内市町村における権限移譲状況一覧（事務処理の特例に関する条例）【R7.4.1時点の移譲項目:897項目（未施行を含む）】

※下記表中、「R7」は令和7年4月1日移譲分、「R6」は令和6年4月1日移譲分、「R5」は令和5年4月1日移譲分、「R4」は令和4年4月1日移譲分、「R3」は令和3年4月1日移譲分、「R2」は令和2年4月1日移譲分、「F31」は平成31年4月1日移譲分、「F30」は平成30年4月1日移譲分、「F29」は平成29年4月1日移譲分、「F28」は平成28年4月1日移譲分、「F27」は平成27年4月1日移譲分、「F26」は平成26年4月1日移譲分（難病の患者に対する医療等に関する法律は、平成26年10月1日移譲分、「F25」は平成25年4月1日移譲分、「F24」は平成24年4月1日移譲分（旅券法は、平成24年4月1日移譲と平成24年10月1日移譲）、「□」は第1次移譲以前に市町村へ委任していた事務、「○」は第1次移譲事務、「●」は第2次移譲事務（追加分含む）、「◎」は第3次移譲事務（H17先行分含む）、「清」は個別法等による移譲分（第2次一括法以前に個別法等による移譲分及び第2次一括法等による移譲分含む（既に条例による移譲済み分であったものが第2次一括法等による移譲に変わったもの及び以前から条例による移譲実績がなく第2次一括法等により移譲されたもの）、「一」は移譲対象外、「空欄」となっているグレーの括弧は未移譲。

令和7年4月1日総合企画部市町村課

[illegible]

県内市町村における権限移譲状況一覧（事務処理の特例に関する条例）【R7.4.1時点の移譲項目:897項目（未施行を含む）】

※下記表中、「R7」は令和7年4月1日移譲分、「R6」は令和6年4月1日移譲分、「R5」は令和5年4月1日移譲分、「R4」は令和4年4月1日移譲分、「R3」は令和3年4月1日移譲分、「R2」は令和2年4月1日移譲分、「31」は平成31年4月1日移譲分、「30」は平成30年4月1日移譲分、「29」は平成29年4月1日移譲分、「28」は平成28年4月1日移譲分、「27」は平成27年4月1日移譲分、「26」は平成26年4月1日移譲分（難病の患者に対する医療等に関する法律は、平成26年10月1日移譲）、「25」は平成25年4月1日移譲分、「24」は平成24年4月1日移譲分（旅券法は、平成24年4月1日移譲と平成24年10月1日移譲）、「口」は第1次移譲以前に市町村へ委任していた事務、「○」は第1次移譲事務、「●」は第2次移譲事務（追加分含む）、「◎」は第3次移譲事務（H17先行分含む）、「済」は個別法等による移譲分（第2次一括法以前の個別法等による移譲分及び第2次一括法等による移譲分含む（既に条例による移譲済み分であったものが第2次一括法等による移譲に変わったもの及び以前から条例による移譲実績がなく第2次一括法等により移譲されたもの））、「－」は移譲対象外、「空欄」となっているグレーの網掛けは未移譲。

令和7年4月1日総合企画部市町村課

条例 別表 番号	要綱事務 番号	根拠法令	事務の概要	項目 数	条例 別表 号数	県担当課	備考 （移譲に 際しての 条件等）	岐阜 市	大垣 市	高山 市	多 治 見 市	関 市	中津 川市	美 濃 市	瑞 浪 市	羽 島 市	恵 那 市	美 濃 加 茂市	土 岐 市	各 務 原市	可 児 市	山 県市	瑞 穂市	飛 騨市	本 巣市	郡上 市	下 呂市	海津 市	岐南 町	笠 松町	養 老町	垂 井町	関ヶ 原町	神 戸町	輪 之 内町	安 八町	揖 斐 川町	大 野町	池 田町	北 方町	坂 祝町	富 加町	川 辺町	七 宗町	八 百 津町	白 川町	東 白 川村	御 嵩町	白 川村															
1－53	83	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定路外駐車場の設置の届出受理など	3	4	都市政策課	—	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	30	24	◎	30	30	25	◎	30	◎	◎	◎	◎	◎	◎	30	◎	30	29	◎	◎		30														
			立入検査の実施	1			—	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	30	24	◎	30	30	25	◎	30	◎	◎	◎	◎	◎	30	◎	30	29	◎	◎		30													
1－54		統計法	統計調査員の候補者の選定	1	1	統計課	—	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□											
1－54－2	89	食品表示法	立入検査等の実施	6	6	生活衛生課	保健所設置団体と同等の能力	29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—											
1－54－3	88	難病の患者に対する医療等に関する法律	難病の患者に対する医療費助成に係る支給認定申請等	3	3	保健医療課	保健所設置市	26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—											
1－55	23 51	岐阜県立自然公園条例	県立自然公園普通地域に係る届出書受理など	5	6	環境生活政策課	該当地域を有する団体	—	●	●	—	●	●	●	—	—	●	—	●	—	—	—	—	●	—	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●									
			県立自然公園特別地域における行為の許可申請書経由	1			—	—	□	—	□	□	□	—	—	□	—	□	—	—	—	—	—	—	—	—	□	—	□	□	□	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	□										
1－56	17 18	岐阜県公害防止条例	ばい煙発生施設等の設置届出の受理など	21	39	環境管理課	—	□																												◎	◎	◎																										
			騒音に係る特定施設の設置届出の受理など	14			—	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□								
			指定工場の新設又は増設の協議など	4			指定区域のある団体	◎		—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
1－58	34	岐阜県宅地開発基準条例を廃止する条例	規則により知事に提出する書類の経由	1	1	建築指導課	都市計画区域を有しない団体（旧町村も含む）	—	□	□	—	□	□	—	—	—	□	—	—	—	—	□	□	□	□	□	□	□	□	—	—	□	□	□	—	—	□	—	□	—	—	—	—	□	□	□	□	□	□	□	□	—	□											
1－64	43	岐阜県福祉のまちづくり条例	適合証交付申請の受理など	10	11	建築指導課	建築主事の設置	□	□											□																																												
			条例、規則により知事に提出する書類の経由	1			—	—	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	—	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□									
1－65	49	岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例	産業廃棄物処理計画書の受理など	20	20	廃棄物対策課	保健所設置団体と同等の能力	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
1－66	11 12	岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例	飼い犬が人を咬んだ旨の届出受理など	12	14	生活衛生課	保健所設置団体と同等の能力	□	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
			特定動物が逸走した旨の通報の受理	1			—	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□									
			条例、規則により知事に提出する書類の経由	1			—	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□							
1－66－2	84	岐阜県埋立て等の規制に関する条例	環境基準に適合しない埋立て等を行っている者に対する停止命令など	20	20	環境管理課	—	◎																																																								
1－66－3	2	岐阜県統計調査条例	岐阜県人口動態統計調査に係る事務	1	1	統計課	調査の対象地域を有する団体	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□						
1－66－4	87	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例	温室効果ガス排出削減計画書等の受付	4	5	脱炭素社会推進課	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			建築物環境配慮計画書の受付	1			◎	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

県内市町村における権限移譲状況一覧（事務処理の特例に関する条例）【R7.4.1時点の移譲項目:897項目（未施行を含む）】

下記表中、「R7」は令和7年4月1日移譲分、「R6」は令和6年4月1日移譲分、「R5」は令和5年4月1日移譲分、「R4」は令和4年4月1日移譲分、「R3」は令和3年4月1日移譲分、「R2」は令和2年4月1日移譲分、「F31」は平成31年4月1日移譲分、「F30」は平成30年4月1日移譲分、「F29」は平成29年4月1日移譲分、「F28」は平成28年4月1日移譲分、「F27」は平成27年4月1日移譲分、「F26」は平成26年4月1日移譲分（難病の患者に対する医療等に関する法律は、平成26年10月1日移譲分）、「F25」は平成25年4月1日移譲分、「F24」は平成24年4月1日移譲分（旅券法は、平成24年4月1日移譲と平成24年10月1日移譲）、「□」は第1次移譲以前に市町村へ委任していた事務、「○」は第1次移譲事務、「●」は第2次移譲事務（追加分含む）、「◎」は第3次移譲事務（H1先行分含む）、「済」は個別法等による移譲分（第2次一括法以前個別法等による移譲分及び第2次一括法等による移譲分含む（既に条例による移譲済み分であったものが第2次一括法等による移譲に変わったもの及び以前から条例による移譲実績がなく第2次一括法等により移譲されたもの）、「－」は移譲対象外、「空欄」となっているグレーの網掛けは未移譲。

令和7年4月1日総合企画部市町村課

条例 別表番 号	要綱事務番 号	根拠法令	事務の概要	項目 数	条例 別表 号数	県担当課	備考 (移譲に 際しての 条件等)	岐阜市	大垣市	高山市	多 治 見 市	関 市	中 津 川 市	美 濃 市	瑞 浪 市	羽 島 市	恵 那 市	美 濃 加 茂 市	土 岐 市	各 務 原 市	可 児 市	山 県 市	瑞 穂 市	飛 騨 市	本 巣 市	郡 上 市	下 呂 市	海 津 市	岐 南 町	笠 松 町	養 老 町	垂 井 町	関ヶ 原 町	神 戸 町	輪 之 内 町	安 八 町	揖 斐 川 町	大 野 町	池 田 町	北 方 町	坂 祝 町	富 加 町	川 辺 町	七 宗 町	八 百 津 町	白 川 町	東 白 川 村	御 嵩 町	白 川 村																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
								岐阜市	大垣市	高山市	多 治 見 市	関 市	中 津 川 市	美 濃 市	瑞 浪 市	羽 島 市	恵 那 市	美 濃 加 茂 市	土 岐 市	各 務 原 市	可 児 市	山 県 市	瑞 穂 市	飛 騨 市	本 巣 市	郡 上 市	下 呂 市	海 津 市	岐 南 町	笠 松 町	養 老 町	垂 井 町	関ヶ 原 町	神 戸 町	輪 之 内 町	安 八 町	揖 斐 川 町	大 野 町	池 田 町	北 方 町	坂 祝 町	富 加 町	川 辺 町	七 宗 町	八 百 津 町	白 川 町	東 白 川 村	御 嵩 町	白 川 村																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1－67	25	農業企業化資金の貸付けに関し必要な事項を定める規則	審議の経由、調査等の実施 ※全て規則委任事務のため、項目数は規則における号数を計上	2	1	農業経営課	—	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□